

• 振動規制法の指定地域、指定外地域

	指定地域	指定外地域
日立市	工業専用地域以外の用途地域	工業専用地域 用途指定のない地域
旧十王町	工業専用地域以外の地域	工業専用地域

※旧十王町の工業専用地域については、茨城県生活環境の保全等に関する条例が適用されます。

• 特定工場等に係る規制基準（振動） 単位：dB（デシベル）

用途地域	午前6時～ 午後21時	午後21時～ 午前6時
第1種低層住居専用地域	65dB 以下	55dB 以下
第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域		
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域		
準住居地域		
田園住居地域		
近隣商業地域	70dB 以下	60dB 以下
商業地域		
準工業地域		
用途地域の指定のない地域		
工業地域		
工業専用地域		

※学校、病院等の周辺地域（50メートル区域内）における基準値は、5デシベル減となります。

※日立市では、田園住居地域の指定はありません。